

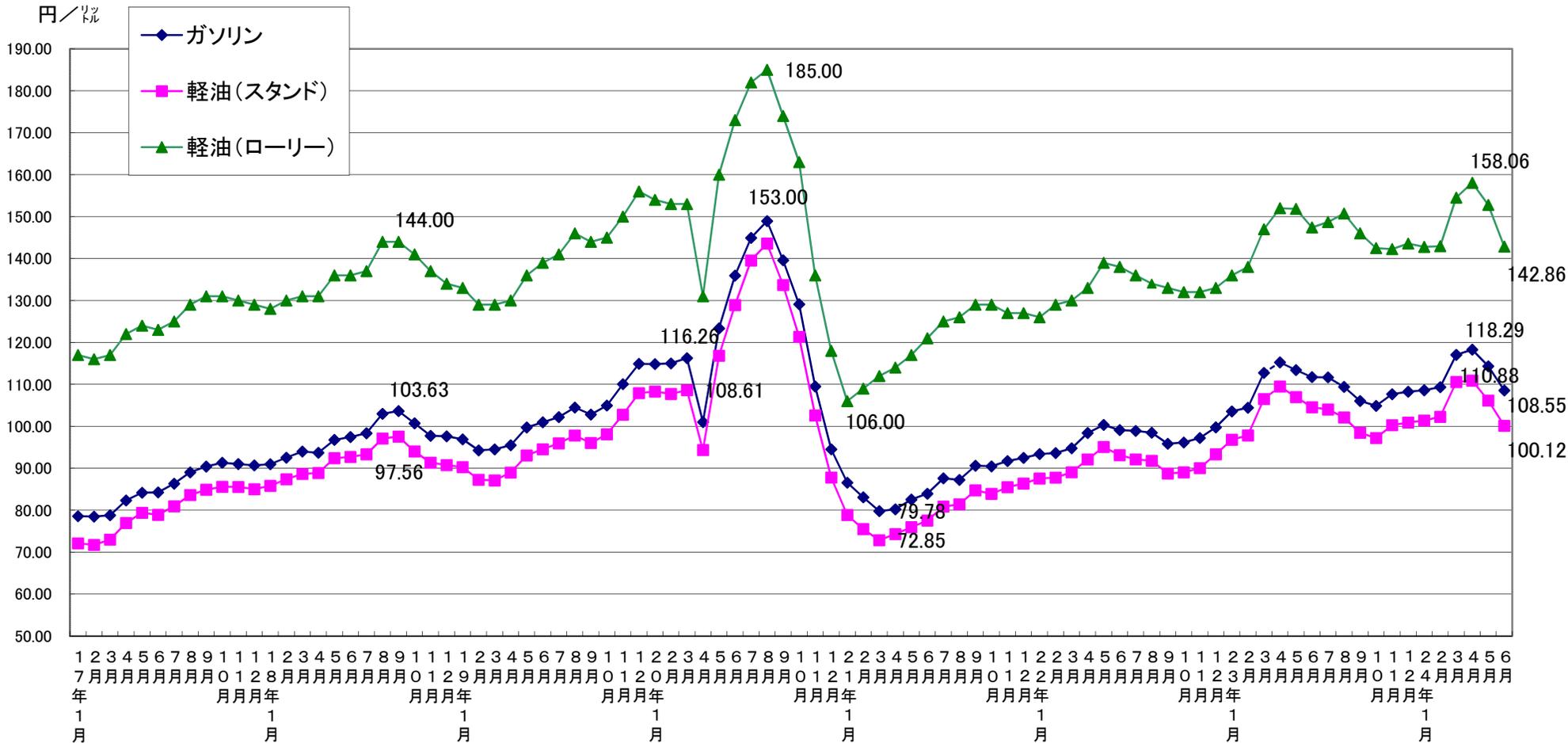
軽油価格高騰対策について

平成24年8月6日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

国土交通省自動車局貨物課

軽油・ガソリン価格の推移



※軽油価格は全ト協調査価格(消費税抜)。価格は各月の平均値。

※ガソリン価格は平成23年3月以前は、石油情報センター調査価格(消費税込)。価格は毎月10日調査価格。

平成23年4月以降は、総務省統計局調査価格(消費税込)の81都市平均値。価格は、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日の調査価格。

燃料サーチャージ制の導入の促進等に関する経済団体等への協力要請

○軽油価格が高いレベルとなったことから価格高騰分を円滑に転嫁する対策として、トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入の促進等に関する協力につき要請。また、この際に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び本省・地方運輸局等に設置した「適正取引推進窓口」を改めて周知。

○国土交通本省より、日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対して協力要請を実施。(平成24年5月30日)

○地方運輸局及び沖縄総合事務局より、経済団体等(71箇所)に協力要請を実施。(平成24年6月)

地方要請一覧

	北海道運輸局(10)	東北運輸局(8)	関東運輸局(9)	北陸信越運輸局(6)	中部運輸局(7)
経済連合会	北海道	東北		北陸	中部
商工会議所連合会等	北海道 【商工会議所】小樽、函館、旭川、室蘭、苫小牧、釧路、帯広、北見	東北六県 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	関東 東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨	北陸信越 新潟、長野、富山、石川	東海 愛知、静岡、岐阜、三重、福井

	近畿運輸局(7)	中国運輸局(7)	四国運輸局(6)	九州運輸局(9)	沖縄総合事務局(2)
経済連合会等	関西	中国	四国	九州	沖縄県経営者協会
商工会議所連合会等	近畿 京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山	中国地方 広島、鳥取、島根、岡山、山口	四国 香川、愛媛、高知、徳島	九州 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	沖縄県商工会連合会

トラック事業者向け「燃料サーチャージ制導入促進セミナー」

国土交通省及び全日本トラック協会等と共催の下、平成24年6月より各都道府県毎でのトラック事業者向け「燃料サーチャージ導入促進セミナー」を実施。

セミナーの主要内容

- 燃料サーチャージ制について
- 燃料サーチャージ緊急ガイドライン(改訂版)について
- 軽油価格の変化に伴う事業損益への影響算出試算シート、燃料サーチャージ算出シートの入力方法について
- 燃料サーチャージ導入成功のポイントについて
- 荷主交渉のための原価計算のあり方について
- 下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて

セミナーの開催状況

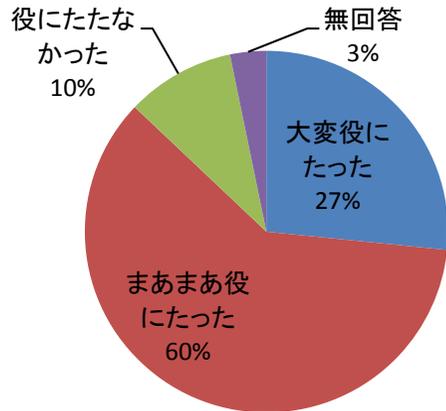
※8月末までに全国各都道府県で最低1回は実施予定

ブロック	実施済の地域	8月実施予定の地域
北海道	札幌市、函館市、旭川市、苫小牧市、帯広市、北見市	釧路市
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県(3回)、福島県	
関東	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	
北陸信越	新潟県(3回)、長野県(2回)、富山県(4回)、石川県	
中部	愛知県、岐阜県(2回)、福井県	静岡県、三重県
近畿	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県(2回)、兵庫県(2回)	
中国	山口県	広島県、鳥取県、島根県、岡山県
四国	香川県、愛媛県、徳島県	高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

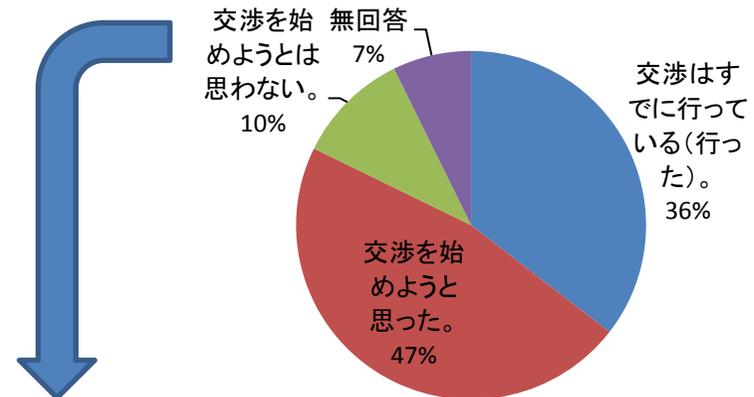
「燃料サーチャージ制導入促進セミナー」でのアンケート結果(大阪の例)

平成24年7月9日開催、セミナー出席者数(288人)

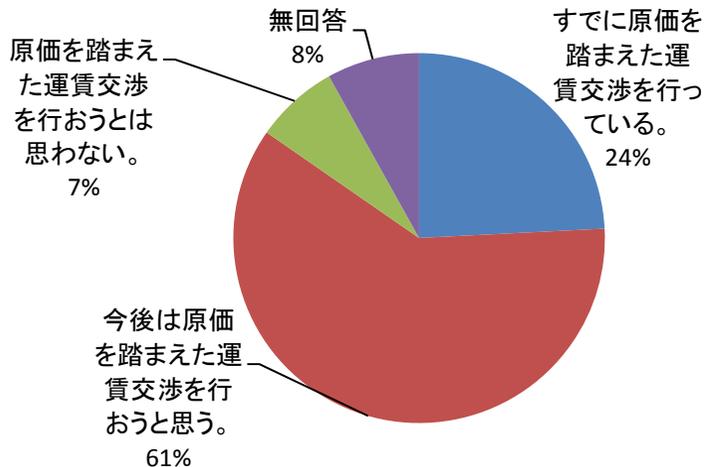
1. セミナーに出席された感想をお聞かせください。



2. セミナーを受講して、燃料サーチャージ制導入の交渉を荷主に対して始めようと思われましたか。



3. セミナーを受講して、原価を踏まえた運賃交渉を荷主に対して始めようと思われましたか。



4. 荷主に対して、「燃料サーチャージ制の交渉をはじめようと思わない」理由を具体的にお聞かせください。

▶値下げ交渉依頼がほぼ強制的に有り、今回のサーチャージ成功例や原価計算表などの資料を元に値下げに対する防波堤にしたい。

▶他社との競争激化中。

▶何度も事例のように交渉を試みたが、逆に値下げの話となる。その理由は実運送を持たない会社が値下げの話をしに行っている為。

▶交渉するごとに大手の見積りに駄目にされてしまう現状です。メーカーの運賃の方はOK出たのを、25%引きで受けて走る大手があり、困っている現状です。

「燃料サーチャージ制導入促進セミナー」でのアンケート結果

5. 燃料サーチャージ制を更に導入促進するために、国及びトラック協会が取り組むべきことについて、ご意見をお聞かせください。

国が取り組むべき事項

- ▶ 軽油取引税の減額。
- ▶ 全国メーカー及び企業(大手物流子会社含む)に対し、運賃価格の見直しを要請する。
- ▶ 燃料サーチャージ導入の法制化、水屋の運送業者の禁止。
- ▶ 安全・環境に配慮した輸送ができるように、制度を作って頂きたい。
- ▶ 努力目標ではなく「義務」という位置づけで荷主企業に要請しないと意識しないのでは・・・。
- ▶ サーチャージはともかく、軽油の市場価格の安定をどうするのかを検討してほしい。
- ▶ Gマークを徹底し、改善出来ない会社は切り捨てる。(安全運輸マネジメント)
- ▶ 行政、荷主、トラック業者が合同会議を開催(何回でも)して、導入されるまで問題点を克服する。
- ▶ よりシンプルな計算による、対荷主強制力のある制度の作成、法制化。
- ▶ 優良事業者とそれ以外の見分け方について、もう少し啓発していただけないでしょうか。
- ▶ 荷主への理解も確かに必要である事は言うまでもない事であり、国としても更に積極的にその主旨に添った活動に期待するものである。

トラック協会が取り組むべき事項

- ▶ 実践的なセミナーを取り入れる。
- ▶ 荷主に、「燃料サーチャージ導入」をもっと知らせてほしい。
- ▶ 元請けから適正運賃が収受できるように考え方や情報を提供して頂きたい。
- ▶ 同業者の「秩序ある取引」の風紀、環境づくり。正直我々の業界の中に運賃が上がりにくい風土があると思う。
- ▶ 今後もどんどんセミナーを開いてもらって出来るだけ沢山の社員に参加する機会を与えてもらいたい。
- ▶ 全業者がしっかり取り組む。(抜け駆けする業者を指導する)
- ▶ 業界の地位向上に資する事。
- ▶ 運送業界の実体をより細部にわたり把握して、燃料サーチャージ制を荷主と運送業者との交渉が安易に出来る様橋渡しをしてもらう様取り組んでもらいたい。
- ▶ オーストラリアのように最低運賃を法制化するようにとりくむ。